

米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務

プロポーザル募集要領

令和2年10月

米子市総務部総務管財課

目 次

1	趣旨	P1
2	業務概要	P1
3	担当部署	P1
4	参加資格要件	P1
5	選定スケジュール	P2
6	参加申込手続方法等	P2
7	質問の受付	P3
8	技術提案書の提出方法等	P3
9	審査方法等	P4
10	優先交渉権者の選定等	P5
11	本業務の委託契約	P6
12	参加事業者の失格	P6
13	その他留意すべき事項	P6

1 趣旨

米子市役所本庁舎に設置している既設電話交換機（PBX）等の経年劣化が著しく、頻繁に通信障害が発生し本市の事務遂行に支障をきたしていることから、こうした課題を解決するとともに、電話環境の利便性向上や運用保守管理の効率化を目的として、電話交換機及び周辺機器を更新することとした。

この実施要領は、本業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、参加資格要件、選定手続その他必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

今回、本プロポーザルにて選定される業者（優先交渉権者）が行う業務は次のとおりである。

- (1) 業務名 米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務
- (2) 業務内容 本庁舎電話交換機（PBX）及び周辺機器一式の更新、既存電話交換機設備撤去及び導入後の保守に関すること。なお、詳細の仕様内容については、「米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」を参照すること。
- (3) 履行期間
 - ア 構築期間：契約締結日から令和3年4月30日（金）まで
〔電話交換手の研修期間を含む〕
 - イ 賃貸借期間：運用開始日から7年間
- (4) 見積限度額
58,122,876 円（消費税及び地方消費税を含む）
上記金額は（3）履行期間の総額である。また、契約時の予定額を示すものではない。
提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする、

3 担当部署

米子市総務部総務管財課 総務担当

所在地 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5331（直通）

FAX 0859-23-5390

メールアドレス somu@city.yonago.lg.jp

ホームページ URL <https://www.city.yonago.lg.jp>

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務について、米子市の令和元年度・2年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（登録区分：電気通信工事）に登録されていること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (6) 市税、消費税及び地方消費税等税の滞納がないこと。
- (7) 公告の日から起算して過去 15 年以内において、本業務と同種・同規模以上の業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (8) 本業務について、建設業法（昭和24年法律第100号）の電気通信工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者を配置できること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (10) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有し、業務場所へ概ね 1 時間以内に到着できる体制を確保できること。

5 選定スケジュール

時 期	内 容
1 0 月 1 2 日（月）	プロポーザル公示、質問、参加申込書受付開始
1 0 月 1 9 日（月）	参加申込書提出期限（午後 5 時まで）
1 0 月 2 3 日（金）	質問書提出期限（正午まで）
1 0 月 2 8 日（水）	質問に対する最終回答
1 1 月 4 日（水）	技術提案書提出期限（午後 5 時まで）
1 1 月 9 日（月） 予定	第 1 次審査結果通知
1 1 月 1 6 日（月） 予定	第 2 次審査（プレゼンテーション）の実施
1 1 月下旬	優先交渉権者決定、契約協議
1 2 月上旬	契約締結

6 参加申込手続方法等

参加希望者は、次に掲げるところにより本プロポーザルへの参加の申込みをすること。なお、参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 9）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式 2）
- イ 役員調書兼照会承諾書（様式 3）
- ウ 会社概要書（様式 4）

(2) 提出先

米子市総務部総務管財課

(3) 提出方法

書留郵便又は持参により、正本1部を提出すること。

(4) 提出期限

令和2年10月19日(月)午後5時まで(必着のこと。)

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申込書等を提出した者に対して、参加資格審査結果を電子メールで通知する。

※電子メールは「参加申込書兼誓約書」に記載されたメールアドレスへ通知する。

(6) 参加資格の喪失

参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加することができないこととする。

ア 4の参加資格要件を満たさなくなったとき

イ 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき

7 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 提出方法

質問書(様式1)に必要事項を記入し、持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、電子メール又はファクシミリの場合は、送信後、電話による確認を必ず行うこと。

(2) 質問書送付先

米子市総務部総務管財課

(3) 質問書の受付期限

令和2年10月23日(金)正午まで(必着のこと。)

(4) 質問への回答

令和2年10月28日(水)までに、米子市ホームページにおいて掲載する。ただし、質問がない場合又は質問の内容が軽易である場合は、掲載しないものとする。

8 技術提案書の提出方法等

参加資格審査に合格した者は、次に掲げるところにより技術提案書等を提出すること。提案数は1者につき1案に限る。

なお、提出期限以降における技術提案書の追加、差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、米子市が承諾したものについてはこの限りでない。

(1) 提出書類

ア 技術提案書等届出書(様式5)

イ 技術提案書(任意様式)

・用紙のサイズは、日本工業規格「A4判」を基本とし、縦向き、横書き、両面印刷で

左綴じとすること。図表等については、必要に応じ「A4判」横向きや「A3判」横向き（折綴じ）の使用も可とする。

- ・使用する文字は、10.5ポイント以上とし書体は任意とする。
- ・表紙、目次、ページ番号を付けること。
- ・提案内容はすべて実現できるものとし、根拠を含めてできる限り具体的に記述すること。
- ・専門的知識の有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるよう努め、専門用語を使用する場合は、注釈を付けるなどの配慮をすること。
- ・補足資料を添付する場合は、最小限にとどめること。

ウ 業務実施体制調書（様式6）

エ 業務工程（任意様式）

オ 過去における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績（様式7）

カ 見積書（様式8）

※業務仕様書及び技術提案の内容に基づき、業務期間における業務の実施に必要な費用を算出すること。なお、見積書の内訳がわかるよう年度ごとに算出根拠（直接人件費、賃貸料、諸経費等）を記載すること。

※見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

キ 上記イ～カを記録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

※電子データのファイル形式は PDF 形式とすること。

(2) 提出先

米子市総務部総務管財課

(3) 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、正本1部及び副本10部を提出すること。

※副本には、「技術提案書等届出書（様式5）」の添付は不要とする。

(4) 提出期限

令和2年11月4日（水）午後5時まで（必着のこと。）

9 審査方法等

米子市が設置した「米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、別紙「米子市本庁舎電話交換機等設備更新業務プロポーザル選定基準（以下「選定基準」という。）」に基づき、公平かつ客観的に審査を行うものとする。

(1) 第1次審査（事前審査）

ア 審査方法

参加申込者が5者を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された技術提案書等を評価し、得点の高い順に上位5者までを選出する。なお、参加申込者が5者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

イ 審査結果の送付

第1次審査の結果について、令和2年11月9日（月）までに全ての提案書提出者へ通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施期日についても、併せて通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を通過した者に対し、2次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時等

令和2年11月16日（月）予定

※プレゼンテーション審査を実施する時間、場所等は、別途通知する。

イ 実施方法

参加事業者は、提案した提案書の内容を基に簡潔に説明すること。なお、会場に入室できるのは説明者を含め3人以内とする。

(ア) 持ち時間

1者あたり30分間（技術提案等の説明：20分 質疑応答：10分）以内

※ただし、準備の時間は除く。

(イ) 使用機器等

電源、プロジェクター、スクリーンは3の担当部署（総務管財課）が準備する。

パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

(ウ) その他

提案内容の説明は、提出済みの技術提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。また、プレゼンテーションは非公開とする。

10 優先交渉権者の選定等

優先交渉権者の選定等は、次に定めるところによる。

(1) 選定方法

ア 選定にあたっては、選定委員会が提出書類及びプレゼンテーションの内容を選定基準に基づき審査、採点し、最高得点の者を優先交渉権者とする。

イ 採点の結果、最高得点と同点の者が複数いた場合には、見積価格の低い者を優先交渉権者として選定する。

(2) 結果通知

ア プレゼンテーションを行ったすべての者に対し、速やかに選定結果を通知する。

イ 次位得点獲得者については、その旨も併せて通知する。

(3) その他

ア プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

イ 選定委員会は非公開とし、審査経緯についても公表しない。

ウ 選定結果については、米子市ホームページで公表する予定である。

エ 選定等に関する異議等は一切受け付けない。

11 本業務の委託契約

市は、9の審査方法等により選定された優先交渉権者と本業務に係る委託契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、選定により順位づけられた上位の者から順に契約締結交渉を行う。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超えている場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、技術提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意すべき事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書その他の書類は、返却しない。
- (3) 提出された技術提案書その他の書類は、選定に係る作業に必要な範囲において複製する。
- (4) 参加申込後に指名停止措置を受けた場合は、本業務に関する契約を締結しない。